

参考（改正後全文）
老発第0529001号
平成18年5月29日

最 終 改 正
老 発 第 号
令 和 3 年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について

標記の交付金の実施については、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)により行っているところであるが、今般、同通知の一部を改正し、別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行うこととされ、令和3年〇月〇日から適用することとされたので通知する。

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

第1 目的

本要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 市町村交付金（市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する防災・減災等事業支援特例交付金）

1 防災・減災等市町村事業整備計画

（1）防災・減災等市町村事業整備計画の作成

市町村は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、毎年度、防災・減災等事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「防災・減災等市町村事業整備計画」を作成することができる。

「防災・減災等市町村事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 防災・減災等市町村事業整備計画の名称
- イ 防災・減災等市町村事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 防災・減災等市町村事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 防災・減災等事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

（2）防災・減災等市町村事業整備計画作成に当たっての留意点

防災・減災等市町村事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表する

とともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

（3）防災・減災等市町村事業整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、防災・減災等事業支援特例交付金を充てて防災・減災等市町村事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

2 防災・減災等事業支援特例交付金の交付（防災・減災等市町村事業整備計画に係る分）

対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修及び水害対策を強化するた

- めの改修等の防災補強改修並びに利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業
- ウ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- エ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業
- オ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

3 基準額

防災・減災等事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに防災・減災等市町村事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第3 都道府県交付金（都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する防災・減災等事業支援特例交付金）

1 防災・減災等都道府県事業整備計画

（1）防災・減災等都道府県事業整備計画の作成

都道府県は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、毎年度、防災・減災等事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「防災・減災等都道府県事業整備計画」を作成することができる。

「防災・減災等事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 防災・減災等都道府県事業整備計画の名称
- イ 防災・減災等都道府県事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 防災・減災等都道府県事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 防災・減災等事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

（2）防災・減災等都道府県事業整備計画作成に当たっての留意点

防災・減災等都道府県事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、地方厚生（支）局にその写しを送付するものとする。

（3）防災・減災等都道府県事業整備計画の提出期限及び提出先

都道府県は、防災・減災等事業支援特例交付金を充てて防災・減災等都道府県事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

2 防災・減災等事業支援特例交付金の交付（防災・減災等都道府県事業整備計画に係る分）

対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ウ 高齢者施設等の水害対策強化事業
- エ 高齢者施設等の給水設備整備事業
- オ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業
- カ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

3 基準額

防災・減災等事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、都道府県ごとに防災・減災等都道府県事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 防災・被災等事業登録区分に基づく事業

1.区分	2. 古代藝術	3. 建造物	4. 本業生産	5. 総合合規			6. 分業合規				
				国	総合合規区分の内訳 (本業生産)	本業合規					
既存の本業者登録区分のスプリングラーを適用する本業											
スプリングラーを適用（本業登録区分）											
L-0001既存の区分	8.70千円の範囲内で誕生日 お祝いを始めた額	分業合規区分 L-0001	新規合規	10/10	-	-	既存・既存の本業登録区分 に基づく本業の登記の 結果、既存の登記と一 時に登記されたもの について、既存（生） 登記が登記と開始した結果 を含む。）に比して工事 費又は工事賃料をより工 事費（工事賃料のな ど他の仕事に該する 費用であって、旅費、 宿泊料金、通勤費、 自転車本体などその外輪費 料金をいい。その他は、 工事費又は工事賃料の こと方に該する費用 の範囲とする。）。				
L-0002既存の区分であって、誕生日ギフト等を配置する区分	8.70千円の範囲内で誕生日 お祝いを始めた額／ 1度以上3,400千円以下の範 囲で誕生日お祝いを始めた 額	分業合規区分 L-0002	新規合規	10/10	-	-	ただし、既存の（被 害）全額において既存 登記区分とする費用を除 き、工事費又は工事賃料 費用に加え、これに算入する範 囲にかかる成形費、分業合 規と合算する範 囲の費用を含む。				
201既存の区分であって、誕生日ギフト等を配置する区分	1.00千円の範囲内で誕生日 お祝いを始めた額	地政合 規区分	新規合規	10/10	-	-					
202既存の区分であって、誕生日ギフト等を配置する区分	300千円の範囲内で誕生日 お祝いを始めた額		新規合規	10/10	-	-					
(本業登録区分)											
ア・専業生人ホーム（シェアハウス・店舗・B型）											
イ・専業生人ホーム											
ウ・専業生出本業登録区分のうち、既存の本業区分に合算する範囲											
スプリングラーを適用（既存の本業登録区分）											
L-0001既存の区分	8.70千円の範囲内で誕生日 お祝いを始めた額	分業合規区分 L-0001	新規合規	10/10	-	-					
L-0002既存の区分であって、誕生日ギフト等を配置する区分	8.70千円の範囲内で誕生日 お祝いを始めた額／ 1度以上3,400千円以下の範 囲で誕生日お祝いを始めた 額	分業合規区分 L-0002	新規合規	10/10	-	-					
201既存の区分であって、誕生日ギフト等を配置する区分	1.00千円の範囲内で誕生日 お祝いを始めた額	地政合 規区分	新規合規	10/10	-	-					
202既存の区分であって、誕生日ギフト等を配置する区分	300千円の範囲内で誕生日 お祝いを始めた額		新規合規	10/10	-	-					
(既存の本業登録区分)											
ア・小規模シェアハウス											
イ・既存型専業生人ホーム											
ウ・小規模専業生人ホーム											
エ・小規模合規専業生在小業本業所											
オ・専業小規模合規専業生在小業本業所											
カ・生産生人ハウス（B型）											
ミ・生産生人ハウス（A型）											
シ・生産生人ハウス（C型）											
既存の本業者グループホーム補助当社登録区分											
(既存の本業登録区分)											
・既存の本業登録区分を人ホーム											
・小規模シェアハウス											
・小規模生人施設											
・小規模小商店											
(既存の本業登録区分)											
・小規模既存生人ホーム											
・既存生人シニアホーム											
・小規模合規既存生人小業本業所											
・その他の既存生人小業本業登録区分のうち、1-1小規模既存生人の登録に関する事項の（1）											
既存の本業者ヒビ屋登録区分の登録区分に合算する区分											
既存の本業者グループホーム補助当社登録区分											
(本業登録区分)											
・特例的既存生人ホーム											
・既存生人ホーム（シェアハウス・店舗・B型）											
・小規模人施設											
・小規模生人施設											
・既存生人施設											
既存の本業者登録区分の登録区分に合算する区分											
(本業登録区分)											
・特例的既存生人ホーム											
・既存生人ホーム（シェアハウス・店舗・B型）											
・小規模人施設											
・小規模生人施設											
・既存生人施設											

1

誕生日お祝いを始めた額

地政合規区分

新規合規

10/10

-

1/4

1/4

-

1/4

-

1/4

-

1/4

-

1/4

本件を担当する課の担当者連絡事務

(介護型施設) ・精神機能障害者ホーム ・痴呆老人ホーム（ケアハウス・介護・宅型） ・介護老人ホーム ・介護型施設 ・痴呆老人ホーム	福祉政策部の担当部署	施設数	担当課長	1/2	1/4	1/4
---	------------	-----	------	-----	-----	-----

(施設型施設) ・痴呆者専用精神機能障害老人ホーム ・小規模介護ハウス ・小規模介護老人施設施設 ・小規模介護老人施設 ・小規模介護老人ホーム ・痴呆症専用グループホーム ・小規模介護施設等を介護本部所 ・その他介護施設等を介護本部所の所属する施設に開示する事務（1） 痴呆者専用ビューポン施設連絡事務の担当者について、町町長が担当する場合は	福祉政策部の担当部署	施設数	担当課長	1/2	1/4	1/4
--	------------	-----	------	-----	-----	-----

本件を担当する課の担当者連絡事務

(介護型施設) ・精神機能障害老人ホーム及び痴呆される老人施設の所施設（利用者数に限らない） ・上記以外の介護老人施設の所施設 ・痴呆老人ホーム（ケアハウス・介護・宅型） ・介護老人施設 ・介護型施設 ・痴呆老人ホーム ・痴呆老人ホーム ・痴呆者専用施設 ・老人福祉センター（介護・神社型・宅型） ・老人福祉施設併設施設 ・老人介護支援センター（住宅介護支援センター） 在宅介護施設	福祉政策部の担当部署	施設数	担当課長	1/2	1/4	1/4
---	------------	-----	------	-----	-----	-----

(施設型施設) ・痴呆者専用精神機能障害老人ホーム及び痴呆される老人施設の所施設（利用者数に限らない） ・上記以外の介護老人施設の所施設 ・小規模介護ハウス ・都市型介護老人ホーム ・小規模介護老人施設施設 ・小規模介護老人施設 ・小規模介護老人ホーム ・痴呆症専用グループホーム ・小規模介護施設等を介護本部所 ・痴呆者専用精神機能障害老人ホーム本部所 ・痴呆症専用精神機能障害老人ホーム本部所 ・痴呆症専用精神機能障害老人ホーム本部所 ・小規模介護施設 ・痴呆者専用センター ・全介護施設 ・紫色ショートスクイ	福祉政策部の担当部署	施設数	担当課長	1/2	1/4	1/4
---	------------	-----	------	-----	-----	-----

(介護型施設) ・精神機能障害老人ホーム及び痴呆される老人施設の所施設（利用者数に限らない） ・上記以外の介護老人施設の所施設 ・痴呆老人ホーム（ケアハウス・介護・宅型） ・介護老人施設 ・介護老人ホーム ・痴呆老人ホーム	福祉政策部の担当部署 「痴呆者専用精神機能障害老人ホーム本部所」又は「介護・神社型・宅型の痴呆者専用精神機能障害老人ホーム本部所」又は「介護・介護施設」	施設数	担当課長	10/10	■	■
(施設型施設) ・痴呆者専用精神機能障害老人ホーム及び痴呆される老人施設の所施設（利用者数に限らない） ・上記以外の介護老人施設の所施設 ・痴呆老人ホーム（ケアハウス・介護・宅型） ・介護老人施設 ・介護老人ホーム ・痴呆老人ホーム ・痴呆症専用グループホーム ・小規模介護施設 ・痴呆者専用精神機能障害老人本部所 ・痴呆者専用センター	福祉政策部の担当部署 「痴呆者専用精神機能障害老人ホーム本部所」又は「介護・神社型・宅型の痴呆者専用精神機能障害老人ホーム本部所」又は「介護・介護施設」	施設数	担当課長	10/10	■	■

当小規模な施設を各以下のことを行いう。

防災・減災等事業整備計画書

計画名称			
都道府県名		市町村名	

1. 防災・減災等の事業を行うための監査基準に関する質問

①既存小規模高齢者施設等のスプリンカラーエリア整備等整備事業

◎腰痛症タリーフホー人材防災改修等支援事務

② 廉価な複数機の使用による高効率化

◎本章節由司徒仁士高士英先生著

④高齢者施設等の防水改修整備事業

施設の種類	施設の名称	設置主査	開設年月日	竣工年月日	整備対象となる部分の改築・改修年月日 (改修ある場合はのみ記載)	事業内容 (どのような改修性を実施するためのどのような事業内容か、具体的に明記)	国土省計画地被計画への記載	施事事業	効率経営の実 現出(子定)額 の1/2	次材基 準単価	交付(子定) 額	備考
									a	b	c(a, b のいずれか 大きい値)	

⑤高齢者施設等の防犯対策及び安全対策整備化事業

施設の種類	施設の名称 及び 設置主査	開設年月日	定員数 (人)	事業内容 (どのような改修性を実施するため のどのような事業内容か、具体的に 明記)	国土省計 划地被計 画への記 載	施事事業	効率経 営の実 現出(子 定)額 の1/2	次材基 準単価	交付(子定) 額	備考
						a	b	c(a, b のいずれか 大きい値)	
									
									

⑥高齢者施設等における施設設備の老朽化による改善整備事業

施設の種類	施設の名称	設置主査	開設年月日	竣工年月日	整備対象となる部分の改築・改修年月日 (改修ある場合はのみ記載)	事業内容 (どのような改修性を実施するためのどのよう な事業内容か、具体的に明記)	国土省計画地被計画への記載	施事事業	効率経 営の実 現出(子 定)額 の1/2	次材基 準単価	交付(子定) 額	備考
								a	b	c(a, b のいずれか 大きい値)		

担当者名		担当者名		担当者名		担当者名 (虚名)		メール アドレス
------	--	------	--	------	--	--------------	--	-------------